

畜 第 9 0 5 号
平成29年12月15日

公益社団法人 鹿児島県トラック協会 様

鹿児島県農政部畜産課長



年末・年始、春節及びオリンピック・パラリンピック冬季競技大会等に向けた口蹄疫等に関する防疫対策の強化について（依頼）

日頃から、本県の家畜衛生対策への御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

今般、「年末・年始、春節及びオリンピック・パラリンピック冬季競技大会等に向けた口蹄疫等に関する防疫対策の強化について」（平成29年12月13日付け29消安第4738号）のとおり農林水産省消費・安全局長から通知がありました。

口蹄疫については、平成22年の宮崎県の事例以降国内では確認されていませんが、中国や韓国等では、継続して発生が確認されています。また、ロシアのモンゴル国境付近では、海外悪性伝染病であるアフリカ豚コレラの発生が確認されています。

このような中、訪日する外国人旅行者数は年々増加し、今年も10月までに約2,379万人に達している状況です。これから、年末・年始及び春節（中国では平成30年2月16日）を迎えるに当たり、アジア地域における人・物の移動が盛んになることに加え、来年2月に韓国の平昌（ピョンチャン）で開催されるオリンピック・パラリンピック冬季競技大会には、我が国からの海外渡航者の増加が見込まれ、我が国への口蹄疫等の病原体の侵入リスクは一層高くなると考えられます。

については、傘下会員等に対して、飼養衛生管理基準の遵守など侵入防止対策の徹底及び監視体制の強化に万全を期するよう指導をお願いします。

なお、飼養衛生管理基準の遵守状況について、家畜保健衛生所に農場の確認検査と指導を実施するよう指示しておりますので、円滑に検査が実施できるよう特段の御配慮をお願いいたします。

<農林水産省ホームページ：口蹄疫、豚コレラ及びアフリカ豚コレラに関する情報>

口蹄疫、豚コレラ及びアフリカ豚コレラの発生状況等に関する情報を入手したい場合には、農林水産省ホームページのトップページの検索画面で「発生状況〇〇（疾病名の入力）」で検索すると、関連情報を入手できます。

<県から家畜伝染病情報随時発信中：メールマガジン「かごしま畜コミ・インフォ」>

<https://www.pref.kagoshima.jp/ag07/sangyo-rodonoogyo/tikusan/topics/kagoshima-chiccomi.html>

家畜衛生係 米丸・是枝
TEL 099-286-3224



29消安第4738号
平成29年12月13日

鹿児島県知事 殿

農林水産省消費・安全局長



年末・年始、春節、オリンピック・パラリンピック冬季競技大会等に向けた口蹄疫等に関する防疫対策の強化について

口蹄疫等に関する防疫対策については、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成27年11月20日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）等により実施するほか、「平成28年度の年末・年始及び春節における口蹄疫等に関する防疫対策の強化について」（平成28年12月26日付け28消安第4213号農林水産省消費・安全局長通知。以下「平成28年度強化通知」という。）等により、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3第1項の飼養衛生管理基準をいう。）の遵守状況の確認及び指導の徹底、万が一の発生時における的確かつ迅速な初動対応の徹底等をお願いしてきたところです。

我が国での口蹄疫の発生は平成22年の宮崎県における事例以降確認されておりませんが、中国や韓国においては本年も口蹄疫の発生が確認されています。また、ロシアでは、モンゴル国境付近のイルクーツク州においてもアフリカ豚コレラの発生が確認されています。

このような中、訪日外国人旅行者数は年々増加しており、今年も、10月までに約2,379万人に達しております。今後、年末・年始及び春節（中国では平成30年2月16日）を迎えるに当たり、アジア地域における人・物の移動が盛んになることに加え、来年2月からは韓国の平昌（ピョンチャン）においてオリンピック・パラリンピック冬季競技大会が開催され、我が国からの海外渡航者も増加することが見込まれることから、我が国への口蹄疫等の病原体の侵入リスクが高くなると考えられます。

ついては、口蹄疫等に関する情報の共有を通じ、改めて畜産関係者等の危機意識を高めるとともに、下記の事項に留意の上、口蹄疫等の発生予防対策及び万が一の発生時のまん延防止対策に万全を期すようお願いします。

記

1. 牛、豚等の飼養農場における飼養衛生管理の確認及び指導

別紙1に基づき、牛、豚等の飼養農場に対し、家畜伝染病予防法第51条の規定に基づく立入検査により、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、適切な指導をすること。特に、これまでの立入検査の結果、飼養衛生管理に問題があった農場は優先的に立入検査を行うこと。

2. 畜産関係者の海外渡航の自粛及び渡航する場合の留意事項について

農場の従業員も含めた畜産関係者に対し、口蹄疫等が発生している国への渡航を可能な限り自粛するよう要請し、仮に口蹄疫等が発生している国へ渡航する場合には、以下の点に留意するよう指導すること。

(1) 渡航に当たっての留意事項

ア 農場やと畜場などの畜産関連施設に立ち入らないこと。

イ 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。

ウ 帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。

(2) 帰国後の留意事項

ア 帰国後一週間は、衛生管理区域（家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第21条の2第1号に規定する衛生管理区域をいう。以下同じ。）に立ち入らないこと。農場主、従業員等必要のある者がやむを得ず立ち入る場合は、洗髪・入浴、更衣等適切な処置を講じた上で立ち入ること。

イ 海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な措置を講ずること。

3. 衛生管理区域及び畜舎への立入制限及び立入りの際の消毒について

家畜の所有者に対し、看板の設置等により、必要のない者が衛生管理区域及び畜舎に立ち入らないよう指導すること。また、農場の従業員も含め、衛生管理区域及び畜舎に立ち入る場合には、手指、靴等の消毒を実施するよう指導すること。

4. 早期発見・早期通報について

家畜の所有者、獣医師等に対して、口蹄疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ等の症状の具体的な内容について周知徹底するとともに、当該症状を呈している家畜を発見したときは、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所に連絡するよう指導すること。また、早期発見・早期通報できるよう、家畜の所有者に対して、日頃から飼養家畜の健康観察を行うよう指導すること。

5. 緊急連絡体制の確保及び周知について

休日、年末・年始においても、3の連絡が支障なく行われるよう、都道府県組織内の緊急連絡体制を確保するとともに、管轄する家畜保健衛生所の通報先を家畜の所有者、獣医師等に周知すること。併せて、連絡を受けた後の初動対応が迅速かつ的確に図れるよう、関係機関・団体との間の緊急連絡体制を確認すること。

海外へ旅行・日本へ入国される皆様へ

現在中国、韓国、ロシア、モンゴル、台湾などにおいて
**動物の悪性伝染病である口蹄疫、
鳥インフルエンザ**が発生しています。

There has been outbreaks of malignant animal infectious diseases such as foot-and-mouth disease(FMD) and Avian Influenza in China, Korea, Russia and Taiwan etc.

注意！ Caution!

ほとんどの国からの肉、ハム、ソーセージ、ベーコンなどの肉製品は日本へ持ちこむことはできません。許可なく持ち込んだ場合は処罰されます。

It is prohibited by Japanese law to bring meat, sausages, bacon or any other meat products into Japan without permission from the Animal Quarantine Service. Those who bring those products into Japan without permission could be prosecuted.



日本到着時に履き物の消毒を行っています。
海外では家畜を飼養している農場などへの立ち入りはお控え下さい。
農場に立ち入ったり、家畜に触れたり、ゴルフシューズなどの土の付いた靴をお持ちの方は、帰国時に動物検疫所のカウンターにお立ち寄りください。

Your shoes need to be disinfected on arrival at Japan.
Please refrain from visiting farms keeping livestock (cattle, pig, sheep, goat etc.).
Passengers who have visited a farm, or been in contact with livestock or who have shoes contaminated with soil such as golf shoes should stop at the Animal Quarantine Service.

詳しくは、下記へお問い合わせ下さい。

農林水産省 動物検疫所
Animal Quarantine Service
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japan
<http://www.maff.go.jp/aqs>



口蹄疫に感染した牛(出典:宮崎県)
Infected cow with FMD (Ref.: Miyazaki pref.)

致前往海外旅行和访问日本的各位旅客

致海外旅行、訪日的各位旅客

해외로 여행하시거나, 일본으로 입국하시는 분들께

现在中国、韩国、俄罗斯、蒙古、台湾等国家和地区发生口蹄疫和禽流感等动物恶性传染病。

現在中國、韓國、俄國、蒙古和台灣等發生口蹄疫、禽流感等動物的惡性傳染病。

현재 중국, 한국, 러시아, 몽골, 대만 등지에서 악성가축전염병인 구제역 및 조류인플루엔자가 발생하고 있습니다.

注意! 주의!

几乎所有国家的肉、火腿、香肠、熏肉等肉类产品均不得带入日本。未经许可带入肉类产品时将会受到处罚。

來自幾乎所有國家的鮮肉、火腿、香腸和熏肉等肉製品均不得帶入日本。未經許可帶入這些肉製品時將會受到處罰。

대부분의 국가의 고기, 햄, 소시지, 베이컨 등의 육류 제품을 일본으로 반입하는 것은 불가능합니다.

허가 없이 반입하는 경우, 처벌의 대상이 됩니다.



旅客抵达日本时，我们将对旅客的鞋进行消毒处理。

在海外时请尽量少去饲养家畜的农场。

如果曾去过农场，接触过家畜，或者高尔夫球鞋上带有泥土的旅客，回国时请前往动物检疫所柜台。

旅客抵達日本時，我們將對旅客的鞋進行消毒處理。

旅客在海外時請盡量少去飼養家畜的農場等處。

若旅客曾去過農場、接觸過家畜或攜帶有高尔夫球鞋等帶有泥土的鞋，回國時請前往動物檢疫所櫃檯。

일본 도착시, 신발 소독을 실시합니다.

해외에서는 가축을 사육하는 농장 등에 출입을 자제하여 주십시오.

농장에 출입하거나, 가축과 접촉하거나, 골프화 등 흙이 묻은 신발을

소지하고 계신 분은 귀국시에 동물검역소 카운터로 방문하여 주십시오.

欲了解更多信息，请咨询以下部门。

有關詳情，請向以下部門諮詢。

기타 자세한 사항은 아래로 문의하여 주시기 바랍니다.

农林水产省 动物检疫所 / 農林水産省 動物檢疫所

농림수산성 동물검역소

<http://www.maff.go.jp/aqs>



已感染口蹄疫的牛(来源: 宫崎县)

已感染口蹄疫的牛(出典: 宮崎縣)

구제역에 걸린 소(출처: 미야자키현)